

<報道発表資料>

令和7年10月17日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和7年5月13日（火曜日）午後11時30分頃、首都高速9号深川線の下り線を自家用自動車で行中、制限速度時速60kmのところ時速120kmで行し、時速60kmの速度超過違反をした。

同年9月2日に90日間の運転免許停止処分を受け、同年9月30日にさいたま簡易裁判所から罰金9万円の略式命令を受けた。

2 処分の内容

(1) 対象職員

庄和浄水場 技師 男性 32歳

(2) 処分内容

減給10分の1 1月

(3) 処分年月日

令和7年10月17日（金曜日）

(4) 処分理由

当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するのである。

3 再発防止策

今後、各所属において公務員倫理研修を実施し、企業局内における服務規律の徹底を図る。